

## 5. 江東区の環境を保全するための取り組み

### 景観・美観の向上

### 江東区が目指すべき10年後の姿

#### 7 景観・美観の向上

江東区固有の歴史的・文化的な景観の一層の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境が守られています。

区内には有形無形文化財や史跡等、多くの文化財が点在していることから、景観行政団体として、「江東区景観計画」を策定するなど、取り組みを一層強化しています。さらに、「みんなでまちをきれいにする条例」及び「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」で、ポイ捨てや歩き

タバコを禁止するなど、地域一体となって都市美化に取り組んでいます。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- ①区民・事業者との連携により、まちの美化活動を推進します。
- ②景観行政団体として、区の個性を活かした魅力ある景観を形成します。
- ③豊かな景観資源をもとに景観に対する区民意識の向上を図り、景観づくりへの区民の参画意識を高めます。
- ④放置自転車の効果的な対策を実施します。自転車駐車場の積極的な整備や地域との連携による放置自転車等に関する啓発事業の推進なども行います。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆ごみやたばこのポイ捨て・歩きタバコをしないなど、ルールを守り、まちの美化に努めます。
- ◆自転車等は自転車駐車場を利用し、放置はしません。

### 江東区が目指すべき10年後の姿

#### 8 水循環健全化の推進

水資源を有効に活用し、幅広い雨水浸透対策が進み、健全な水循環が形成されています。

地下水の減少や予測困難な集中豪雨による都市型水害等への対策、ヒートアイランド抑制などの観点から雨水の地下浸透の推進が求められています。

- 区では、水の有効利用の観点から、区有施設への雨水利用設備を順次導入しており、平成21年現在47施設へ導入しています。
- 都市型水害防止等の観点から、歩道・公共用地などの透水性舗装を進めています。

区では、江東区雨水流出抑制対策基本方針を定め雨水流出抑制を行ってまいります。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

雨水の有効利用、浸透対策を推進します。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆雨水を生活水等に有効利用します。
- ◆雨水の有効利用等のため、雨水貯留・浸透設備を設置します。

### 水循環健全化の推進

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 9 大気環境汚染防止対策の推進

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現しています。

高度成長期には大気汚染が深刻な環境問題でしたが、その後、国や自治体、事業者などがさまざまな対策に取り組んできたことで改善が進められてきました。引き続き、大気汚染物質の低減に向けて、主要発生源である自動車からの排ガス対策を進めるとともに、臨海部地域の開発や東京港の整備に伴う大気汚染が懸念されている

ことから、国や東京都と連携を図りながら対策を推進していきます。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

①大気汚染物質の規制基準の遵守と大気環境に関わる情報公開を推進します。

②運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策を推進します。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆自動車の利用を控えるとともに、更新時には低公害車を選択します。
- ◆自転車や徒歩、電車やバスなどの公共交通機関を利用します。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 10 水環境の保全の促進

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々は水辺に集い、語り、散策するなど、活気とるおいに満ちたまちとなっています。

区内の河川・運河の水質は、昭和40年代の汚濁が著しい状況から徐々に改善し、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、運河の化学的酸素要求量（COD）については環境基準を達成しています。ただし、溶存酸素量（DO）については海域では環

境基準に適合していますが、河川では冬季を除いて環境基準を達成していません。

また、臨海部以外は合流式下水道地域であり、集中的な大雨時における越流水対策が課題となっています。引き続き国や東京都と連携を図りながら対策を推進していきます。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

①河川水質の常時監視を充実します。また事業所に対する対策を推進します。

②区民・事業者の水環境保全に対する意識の向上を図ります。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆雨水貯留設備を設置するなど、雨水を生活水等として活用します。
- ◆排水口に油を直接流しません。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 11 騒音・振動等の公害対策の推進

区民一人ひとりが公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境が実現しています。

区民から寄せられる年間の公害苦情件数は、300件前後で推移していますが、そのうち騒音に関するものが140件前後と最も多く、振動と合わせると半数を超えています。

騒音苦情の原因としては、特に、解体・建設作業に伴う騒音や、飲食店などの夜間の音響機器使用に伴う騒音、空調機器の使用に伴う騒音などが増加しています。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- ①発生源対策を中心とした指導を強化するとともに、都市生活のモラル向上のための取り組みを進めます。
- ②騒音規制法、振動規制法、環境確保条例で規制基準に基づく指導を行います。

#### 期待される取り組み

(区民・事業者)

- ◆日常生活や事業活動の中で騒音や振動を出さないよう配慮します。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 12 有害化学物質の発生抑制対策の推進

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現しています。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行っています。

化学物質は、各産業分野で幅広く活用され、社会・経済的に大きな利点がある一方で、人体や環境を脅かす有害な物質として作用するものもあります。

江東区としては、予防原則に基づく化学物質による環境リスクの低減に向けて、引き続き、ダイオキシン類とベンゼンの発生源対策と環境調査を継続するとともに、それぞれの環境基準の達成に努めていきます。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- 有害化学物質の適正管理を進めていきます。

#### 期待される取り組み

(区民・事業者)

- ◆溶剤などの化学製品を使用する場合は、適正な使用方法を守ります。
- ◆低公害車の利用促進により、大気中のベンゼンの低減に努めます。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 13 環境情報の交流・共有

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信・入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちとなっています。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- ①環境に関する情報をわかりやすい方法で広く提供していきます。
- ②環境情報の集積・共有化を図ります。

環境学習情報館「えこっくる江東」の活用をはじめ、「江東区環境白書」や「江東区の環境」の発行、ホームページ等、さまざまな方法で環境情報の発信及び共有化に努めています。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆区の発行する「江東区環境白書」、「江東区の環境」やホームページなどを活用し、江東区の環境について理解を深めるとともに実践に活かします。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 14 環境教育・学習の推進

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- ①環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会を充実し、区民・事業者・区が一体となった環境パートナーシップを推進します。
- ②地域に根ざした環境教育を推進する人材を育成します。

環境フェアなどのイベントや環境学習などを実施しているほか、環境学習情報館「えこっくる江東」内に、環境をテーマにした展示室や新エネルギーを利用した設備、大きな研修室や工作室を備え、学校等の団体見学にも対応しています。

#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆環境について学び、実践し、広めていきます。
- ◆出前講座や施設見学会など、地域の環境教育に協力します。

## 江東区が目指すべき10年後の姿

### 15 環境保全活動の推進

全ての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分達の住む環境を守っています。

#### 目指すべき10年後の姿を実現するための具体的な取り組み

- 区民・事業者・区が共通の目標を持ち、ともに環境保全を進めます。

区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化し、地域協議会などの組織づくりをつうじて、環境保全活動の一層の促進を図ります。

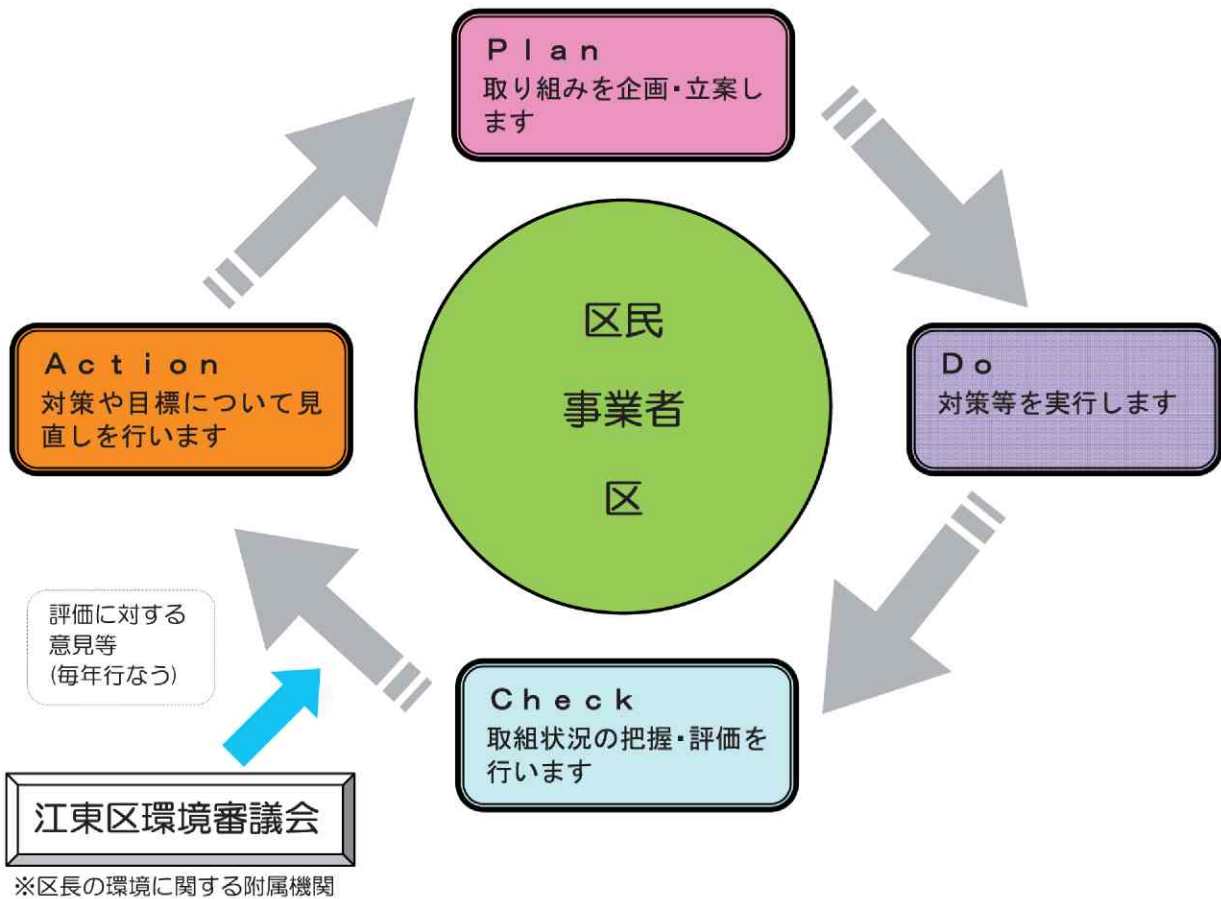
#### 期待される取り組み

##### (区民・事業者)

- ◆江東エコライフ協議会などの活動に積極的に参加します。
- ◆エコ事業所を利用します。
- ◆エコ事業に積極的に取り組みます。

## 6. 計画の推進体制と進行管理

- 江東区の環境を保全するため、区民・事業者・区は互いに連携・協力して活動を進めていきます。
- 計画の進行管理は、効果的な取組方法を立案[Plan]し、計画にそって適切な対策を実行[Do]します。取り組みの進め方や結果を把握[Check]し、「江東区環境審議会」により毎年行う第三者評価結果を踏まえながら、今後の対策やその目標についての見直し[Action]を行います。
- この一連のサイクルを毎年繰り返して、目標の達成を目指します。



計画の推進・管理体制

### 区民・事業者・区が一体となった「江東エコライフ協議会」を設置します！

環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による協議会を新たに設置します。

未来が変わる。日本が変わる。  
江東区役所はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。

チャレンジ  
25

#### 江東区環境基本計画(概要版)

平成22年3月 印刷物規格表第1類 印刷番号(21)113号

編集発行 江東区 環境清掃部 環境対策課(\*)  
江東区東陽4-11-28  
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 大新舎印刷株式会社  
江東区潮見2-4-16  
電話(3646)6456

\*平成22年4月より「環境対策課」は「温暖化対策課」になります。